

## 検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年3月31日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0331第10号」にて、下記項目の検体検査実施料が平成29年4月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

## 「検査実施料」の新規収載

## ●実施料が新設された項目

診療報酬点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D009「22」 腫瘍マーカー	ヒト精巢上体蛋白4	化学発光免疫測定法 (CLIA法)	200	生化学Ⅱ 144	※

[注]

※ ア ヒト精巢上体蛋白4は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの「22」CA130の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、区分番号「D009」腫瘍マーカーの注1及び注2の規定に準ずる。

ウ 本検査は、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。

悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った本検査の費用は区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、本検査は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。

エ 本検査は、CLIA法により測定した場合に算定できる。